



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・保安林の指定の予定(2件)	林 政 課
・道路の区域変更(2件)	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・土地改良事業計画の変更を相当とする旨の決定(14件)	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可(2件)	"
・令和4年経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公示	監 理 課
・測量の実施(2件)	建 設 企 画 課
・都市計画の図書の縦覧	都 市 政 策 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数	選挙管理委員会書記室
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施について	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第808号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
対馬市上対馬町泉字石倉1267の2、1267の3、1274
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第809号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
対馬市豊玉町大綱字綱道637の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 福江空港線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市上大津町2182番地先から 五島市上大津町1459番3地先まで	前	7.6~20.7	822.4	
	後	11.0~27.4	812.8	

長崎県告示第811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 舟志宮原線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上県町瀬田字大ガシ637番13地先から 対馬市上県町瀬田字大ガシ637番4地先まで	前	6.2~7.2	28.8	
	後	21.5~44.6	28.8	

公 告

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、加津佐西部土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
- 縦覧期間
令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
- 縦覧場所
平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）
土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、空池原土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
(2) 変更定款の写し
- 縦覧期間
令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
- 縦覧場所
平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）
雲仙市農林水産部農漁村整備課
土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室
雲仙市役所当直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、見岳土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
 - 縦覧期間
令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
-

3 縦覧場所

平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）

土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、原山土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し

2 縦覧期間

令和3年12月17日から令和4年1月6日まで

3 縦覧場所

平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）

土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、原尾土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し

2 縦覧期間

令和3年12月17日から令和4年1月6日まで

3 縦覧場所

平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）

土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、古江・田中土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し

(2) 変更定款の写し

2 縦覧期間

令和3年12月17日から令和4年1月6日まで

3 縦覧場所

平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）
土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、諏訪土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
- 縦覧期間
令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
- 縦覧場所
平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）
土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、清谷土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
- 縦覧期間
令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
- 縦覧場所
平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）
土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、大苑土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
- 縦覧期間
令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
- 縦覧場所
平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）
土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、釘山土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
- 縦覧期間
令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
- 縦覧場所
平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）
土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、白木野土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
- 縦覧期間
令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
- 縦覧場所
平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）
土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、尾上土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
- 縦覧期間
令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
- 縦覧場所
平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）
土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づ

き、布津北部土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
 - 変更定款の写し
- 縦覧期間
令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
- 縦覧場所
平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）
土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、有馬干拓土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
- 縦覧期間
令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
- 縦覧場所
平 日： 南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）
土日祝日： 南島原市有家庁舎宿直室

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年8月27日臨時総会議決）を認可した。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 馬場土地改良区
認可年月日 令和3年12月7日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年8月27日臨時総会議決）を認可した。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 津波見土地改良区
認可年月日 令和3年12月7日

令和4年経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公示（公告）

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定に基づき、令和4年に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26の規定に

よる経営規模等評価の申請及び法第27条の29の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等に関し、必要な事項を次のように定めた。

なお、法第27条の24第1項に規定する経営状況分析については、規則第19条の2第1項の規定により、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が公示する申請の時期及び方法等に従い行うこととする。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

1 申請及び請求の時期及び方法

(1) 申請及び請求の時期

長崎県土木部監理課長が、次のア及びイの方法により指定する日時

ア 令和3年に経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求をした者で、審査基準日が令和3年7月1日から令和4年6月30日までの間にある者

あらかじめ通知した日時に従い申請及び請求を行うこと。都合により指定日以外の日を希望する場合は、事前に長崎県土木部監理課あて電話にて連絡し、新たに指定を受けること。

イ ア以外の者

長崎県土木部監理課あて電話にて連絡し、日時等の指定を受けること。

(2) 申請及び請求の方法

郵送による申請及び請求の受付は行わないので、2の申請及び請求書類により長崎県土木部監理課長が指定した場所に持参すること。

2 申請及び請求書類

(1) 申請書及び請求書並びに添付書類

次の書類とする。

ア 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書

イ 法第27条の25の規定による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求を行う場合に限る。）

ウ その他長崎県土木部監理課発行の申請要領において提出を求める書類

(2) 提示書類

長崎県土木部監理課発行の申請要領において提示を求める書類

(3) 申請書用紙等の取扱先

申請書及び請求書並びに添付書類の取扱先は、次のとおりとする。

長崎県土木部監理課 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話 095-894-3015

一般社団法人 長崎県建設業協会

長崎支部 〒850-0874 長崎市魚の町3-33 電話 095-826-2291

北部支部 〒859-4824 平戸市田平町小手田免1077-1 電話 0950-57-0008

諫早支部 〒854-0006 諫早市天満町37-16 電話 0957-22-1282

大村支部 〒856-0814 大村市松並1-116-12 電話 0957-53-2196

島原支部 〒855-0056 島原市浦ノ川町1900-1 電話 0957-62-2087

対馬支部 〒817-0012 対馬市巖原町日吉318-1 電話 0920-52-0374

壱岐支部 〒811-5136 壱岐市郷ノ浦町片原触5-1 電話 0920-47-0405

五島支部 〒853-0032 五島市大荒町343 電話 0959-72-2606

上五島建設工業協同組合

〒857-4404 南松浦郡新上五島町青方郷2338-3 電話 0959-52-2465

3 経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料

(1) 手数料

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）で定める額

(2) 納付方法

長崎県収入証紙を審査手数料証紙貼付書に貼り付けること。

4 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知等

経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書は、申請者又は請求者あて郵送する。

5 再審査について

法第27条の28に規定する再審査について、申立てにあたり提出が必要な書類は次のとおりとする。

(1) 規則第20条第1項に係る再審査の場合 次の書類

- ア 当該経営規模等評価結果通知書（写）及び総合評定値通知書（写）
- イ 経営規模等評価再審査申立書
- ウ 2に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

(2) 規則第20条第2項に係る再審査の場合 次の書類

- ア 当該経営規模等評価結果通知書（写）
- イ 経営規模等評価再審査申立書

6 この公示に関する問合せ先

長崎県土木部監理課建設業指導班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話 095-894-3015

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、愛津原土地改良区理事長から公共測量（愛津原地区確定測量業務）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市愛野町 愛津原地区	令和3年12月20日から 令和4年3月20日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、見岳土地改良区理事長から公共測量（見岳地区確定測量業務）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南島原市西有家町 見岳地区	令和3年12月14日から 令和4年3月18日まで

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年12月17日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類及び名称
小浜都市計画市場（1号 小浜青果市場） （雲仙市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県島原振興局

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第64号

令和4年2月20日執行予定の長崎県知事選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数を、次のとおり定めた。

令和3年12月17日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

1 テレビジョン放送

一般放送事業者名	回数
株式会社テレビ長崎	1
長崎文化放送株式会社	1
株式会社長崎国際テレビ	1

2 ラジオ放送

一般放送事業者名	回数
長崎放送株式会社	1

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

Adobe Creative Cloud教育機関向け共有デバイスライセンス一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年12月17日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

Adobe Creative Cloud教育機関向け共有デバイスライセンス一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 委託対象期間

令和4年3月1日～令和5年9月30日

(4) 委託作業場所

長崎県佐世保市川下町123番地1 長崎県立大学佐世保校

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

(1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

- (3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から7の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和4年1月13日17時00分までに次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1
(名称) 長崎県公立大学法人 総務課財務グループ
(電話) 0956-47-2191
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1
(名称) 長崎県公立大学法人 企画広報課
(電話) 0956-47-2191 (FAX) 0956-47-8047
- 5 入札説明書の交付
(期間) この公告の日から令和4年1月4日まで(大学の休日を除く。)の9時00分から17時00分の間。
(場所) 4の部局とする。
(受領) 入札参加希望者は、4の部局で必ず入札説明書を受領すること。
- 6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 7 入札の日時及び場所
(日時) 令和4年1月21日 13時30分
(場所) 長崎県立大学佐世保校 学生会館2階 G-204教室
開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 8 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
徴収しない
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 9 入札が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 10 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(3) 入札者が連合して入札をしたとき。
(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
(7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。

- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 11 落札者の決定方法
- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。
- 12 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
二一一
二一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町
八番十二号

株式会社
クイック
プリン
寺田宏
弥ト